

# 総務まちづくり常任委員会議事録

(令和6年9月6日)

## 総務まちづくり常任委員会議事録

- 1 日 時 令和6年9月6日(金) 午前 9時30分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 村井 浩二 副委員長 西田いく子  
委員 斧田 秀明 建石 良明  
藤井千代美 森田 忠彦  
辻本 博之 中村 直幸  
議長 山田 強
- 4 欠席委員 \_\_\_\_\_
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 秘書政策課長 小南 考弘  
教 育 長 中道 雅夫 企画担当課長 杉山 裕二  
政策総務部長 小角 孝彦 総務財政課長 小泉 大吾  
まちづくり推進部長 鳥取 勝憲 税 務 課 長 田中 信幸  
健康福祉部長 子安 逸二 環境農林課長 川久保みのり  
教 育 次 長 東條 信也
- 6 議会事務局 事務局 長 正野 正 書 記 木下 雄平
- 7 傍 聴 者 \_\_\_\_\_
- 8 会議に付した事件
  - (1) 議案第26号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
  - (2) 認定第3号 令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (3) 認定第4号 令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について
  - (4) 認定第7号 令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について
  - (5) 議案第28号 太子町税条例中改正の件

---

午前 9時30分 開 会

○村井委員長 皆さん、おはようございます。

本日、総務まちづくり常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 皆さん、おはようございます。

総務まちづくり常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方には、大変お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

さて、本委員会に付託された案件でございますが、事件案といたしまして、議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についての1件、決算認定といたしまして、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてほか2件、条例案といたしまして、議案第28号、太子町税条例中改正の件の1件。以上、合わせまして5件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決並びにご認定賜りますようお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○村井委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、事件案件1件、決算認定案件3件、条例案件1件の計5件でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、まず、議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○川久保環境農林課長 議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について、ご説明を申し上げます。

初めに、企業団の共同処理する事務に変更が生じる状況となりました経緯について申

し上げます。

令和2年度より、水道事業の経営統合に向けて検討協議を重ねてきました岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市、高石市の5団体が、令和6年6月議会で経営統合することを前提とした企業団規約変更案を議決したことを受け、企業団の共同処理する事務に変更が生じることになりました。

事務の変更に伴います企業団規約の変更に関する協議につきましては、地方自治法第286条第1項の規定に、一部事務組合は今回のように共同処理する事務を変更し、規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県知事の許可を受けなければならないとございまして、その協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないと同法第290条の規定にあることから、このたびご審議いただきたく、お願い申し上げます。

改正内容でございますが、議案3枚目の新旧対照表をご覧ください。

現在、共同処理をしております本町を含む14市町村に岸和田市ほか4団体が新しく加わる形で別表第2の変更が行われており、令和7年4月1日から施行するというものでございます。

なお、今後のスケジュールでございますが、42団体全ての下承が得られましたら、府知事宛て規約の変更申請が行われ、知事の許可後、企業団と新規5団体とで統合に関する基本協定の締結を行うといった予定になっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 今回、この市しかないですけれども、元々この固まりで統合するというのは、ほかの団体があったと思うんですが、今まで2回流れてきたと思うんですけど、この間の経過、そういうふうの流れを経て、流れてきてという経過と、今回の統合するという団体がありますけれども、そこでは全会一致で入ってくるのか、そこをお分かりでしたら教えてください。

○鳥取まちづくり推進部長 おはようございます。

まず経過でございますが、議員ご指摘のとおり、令和3年からこの協議はスタートし

ております。その当時はこの5団体に加えて、和泉市と東大阪市が加わっておりました。合計7市のほうでスタートしたんですけれども、まず1年目の令和3年度に、和泉市のほうで否決され、一旦白紙に戻っております。次の年に6団体でいったんですけれども、今度は東大阪市のほうでなぜか、前年度は可決したはずなのに、次の年で否決という形に東大阪市がなりまして、それでまた白紙に戻り、今回和泉市と東大阪市を抜いた5つの市で可決に向けて進めております。

可決の状況でございますが、必ずしも満場一致ではございませんで、大体反対2とか3、一番多いのが岸和田市で反対6、賛成17という割合ではございましたが、細かい数字はよろしいですか。ということで、満場一致ではないということで確認できております。

以上です。

○**西田副委員長** そやから、大阪市がまず入ってない時点で府域一水道がどうなんねんということもあったと思うんですけれども、今、東大阪市も入らへんと。堺市は監事を務めているのに、堺市も入ってない。大きな3つの市が入ってない中で、府域一水道にしたらメリットがあるよみたいな話があったの、こんな大きいのが入ってなくても、メリットがあるとお考えですか。

○**鳥取まちづくり推進部長** 今回、確かに大阪市、堺市が参加していないのはなぜかという質問ももちろんございまして、その中では、企業団では、大阪市とは府全体、府内全ての水道企業が参画する府域一水道に向けた水道のあり方協議会において、淀川を水源とした浄水場の再編整備等について積極的に協議を行っていたところで、引き続き、あり方協議会を通じて府域一水道には取り組んでいくというふうにお答えいただいております。

また、堺市につきましては、府域水道の実現に向けた機運醸成を図るため、大阪府企業団、未統合の構成団体による最適化検討会で、事業者の垣根にとらわれない水道施設の統廃合を検討しており、この取組を通じて働きかけていきたいというふうに思っておりますので、最終的にはやっぱりそこへ向けて走っていきたいというふうに考えておる次第でございます。

○**西田副委員長** それは目指しているかもしれませんが、議会がうんと言えへんかったら入ってこないと思うんです。そんな中で大きな市が元々入れへんところと、東大阪市が入ったらまた変わるのかなと思ったけど、東大阪市が蹴ったという意味では、本当に一

水道に対するメリットは薄れたように思うんですが、そうお考えにはなりませんか。

○鳥取まちづくり推進部長 運営基盤の今回のメリットとしては、運営基盤の強化ということで、非常事態の充実と技術継承の解消ということが1つ挙げられております。たとえば確かに何か事が起こったときに、私らの太子町だけの技術力では対応できないところが府内全域の、府内全域か、ある程度大きなところの市町、企業団というところ、大きな枠組みの中の技術者が必ずたくさんいますので、そこの助けを受けられるという意味では非常にメリットがあるとは考えております。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第26号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議については、原案どおり可決することに決しました。

次に、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通じて説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○小泉総務財政課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。ファイル名、03\_03\_01令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてのファイルをお開きください。

では、256頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 5 8 4 万 9 千 5 6 9 円、歳出総額 3 4 5 万 1 千 6 8 1 円、歳入歳出差引額は 2 3 9 万 7 千 8 8 8 円となっております。

それでは、歳入歳出併せてご説明させていただきます。

まず歳出ですが、2 6 0、2 6 1 頁をお願いいたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、支出済額 3 4 5 万 1 千 6 8 1 円。

1 節報酬 2 0 万 4 千円は、管理会委員 7 名分の報酬でございます。

7 節報償費 5 万 6 千 8 0 0 円は、下請者 7 1 件分の山林下請料の徴収謝礼でございます。

1 0 節需用費 3 千 8 3 8 円は、消耗品費で、財産区内ため池の清掃用タモ網と管理会用ゴム印の購入費です。

1 1 節役務費 2 万 2 千 8 5 9 円は、郵便料で 7 千 8 8 円、ため池賠償責任保険 1 万 3 千 5 7 1 円、財産区内への不法投棄に伴う処理費用 2 千 2 0 0 円でございます。

1 8 節負担金補助及び交付金 2 3 5 万 5 千 8 4 8 円は、N T T 賃貸料下請者交付金として、N T T 無線中継所への道路占用に伴う下請者への支払い 4 7 万 1 千 7 6 5 円、財産管理補助として、財産区管理池の草刈り作業に伴う各実行組合への補助金 1 6 0 万 5 千 8 0 0 円、山田地区振興補助として、山田消防分団と水利組合へそれぞれ 1 0 万円の合わせて 2 0 万円、畑地区の財産貸付負担金として 7 万 8 千 2 8 3 円を支出しております。

2 4 節積立金 1 9 万 1 千円は、財産運用収入、預金利子分と繰越金、決算剰余金の一部を基金に積み立てたものでございます。

2 7 節繰出金 3 8 万 6 千 3 3 6 円は、南今池の災害復旧に伴う地元負担金として、水利組合の負担金と合わせて一般会計に繰り出したものでございます。

歳出につきましては、以上となっております。

続きまして、歳入ですが、2 5 8、2 5 9 頁をお願いいたします。

1 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目財産運用収入、収入済額 7 千 6 4 3 円は、基金の定期預金利子でございます。

2 目財産貸付収入、収入済額 3 7 1 万 9 千 1 2 3 円は、N T T 無線中継所への占用道路用地貸付料、山林の下請料、関西電力及び N T T の電柱敷地貸付料、畑地区のゴルフ場への財産貸付料などでございます。

2 項財産売払収入、1 目財産売払収入、収入済額 2 9 万 1 千 5 1 2 円は、関西電力の

鉄塔工事に伴う立木伐採分及び大阪府の治山ダム工事に伴う立木伐採分の売払収入でございます。

3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額163万8千123円は、前年度の決算剰余金でございます。

4款諸収入、2項雑入、1目雑入、収入額19万3千168円は、南今池の災害復旧に伴う地元負担のうち、水利組合の負担額でございます。

最後に、基金現在高でございますが、264頁をお願いいたします。

令和5年度末現在高は、前年度と比較しまして19万1千円増加し、3千677万1千547円となっています。

以上、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定についてのご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくをお願いいたします。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 山田財産区で去年と今年を比較して、何か大きく変わったようなことがあったかどうか、お願いします。

○小泉総務財政課長 令和4年度との比較ということでございますけれども、収入のほうで関西電力の土地、鉄塔工事の関係、こちら10万円ほど、こちらが皆増という形になっておりまして、こちらが比較した場合、大きな変化になります。

以上です。

○斧田委員 ということであれば、一番大きくてもそういうふうなのだけで、あとはほぼ例年どおりの執行状況だということによろしいのでしょうか。

○小泉総務財政課長 おっしゃるとおりでございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 今、地権者、小作権者なんですけども、これがだんだんだんだん減っていつて、自分の権利を返納、返還したいという方々が増えてきていると思うんですけど、それはやっぱり顕著に表れてきていますか。これ、下請謝礼金70件分ということになってきているので、その辺のところは顕著に表れていきますか。

○小泉総務財政課長 下請のやめられる方という形だと、ご質問だと思いますけれども、

昨年度で5件というふうになっておりまして、ご指摘のとおり、だんだんその数は増加傾向ということは間違いないんですけども、今、全体で、ちょっと確認いたします。全体の19%ほどがやめられているという形になってございます。

以上です。

○**建石委員** これ、財産区の管理委員会がきちりと運営されているんですけども、私も個人的に管理委員会の方に、やっぱり地権、これを下請というのか、小作でもって権者の方々に、相続的に中々、管理委員の方々が徴収に行って、きちりと権利者さんが地域を明確に把握しておられないという方も出てきているということで、やっぱり今後はこれが放棄されていくと、やっぱり太子町にとって非常に重荷になってくるので、管理委員の方々にも、きちりとその辺のところも把握しながら権者さんに説明してほしいということを行っていますので、その辺のところもよろしく願いしておきます。

○**村井委員長** ほかにございませぬか。

(「なし」の声あり)

○**村井委員長** ないようでございませぬので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませぬか。

(「なし」の声あり)

○**村井委員長** ないようでございませぬので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第3号を原案どおり認定することにご異議ございませぬか。

(「異議なし」の声あり)

○**村井委員長** ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号、令和5年度太子町山田財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第4号、令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通じて説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○**小泉総務財政課長** それでは、引き続き私のほうから、認定第4号、令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。ファイル名、03\_04\_01令和5年度太子町春日財産区特別会計歳

入歳出決算認定についてのファイルをお開きください。

では、276頁をお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は125万5千350円、歳出総額は71万7千680円、歳入歳出差引額は53万7千670円となっております。

それでは、歳入歳出続けてご説明させていただきます。

まず歳出ですが、280、281頁をお願いいたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、支出済額71万7千680円。

1節報酬20万4千円は、管理会委員7名分の報酬でございます。

10節需用費1千689円は、消耗品費で、管理会用ゴム印の購入でございます。

11節役務費1万2千888円は、郵便料で3千786円、また、ため池賠償責任保険9千102円は、財産区管理ため池の外周距離2千413メートルに対する保険料でございます。

12節委託料13万4千200円は、東谷池の材木伐採や草刈り業務委託料です。

18節負担金補助及び交付金36万円は、9か所のため池に係る水利組合への管理補助金です。

24節積立金は、定期預金利子4千903円を基金に積み立てたものでございます。

歳出につきましては以上となっております。

次に歳入ですが、278、279頁をお願いいたします。

1款財産収入、1項財産運用収入、1目財産運用収入、収入済額4千903円は、基金の定期預金利子でございます。

2目財産貸付収入、収入済額9万3千310円は、関西電力及びNTT、オプテージの電柱敷地貸付料並びに新池の堤貸付料などでございます。

続きまして、3款繰入金、1項基金繰入金、1目春日財産区基金繰入金、収入済額76万2千10円は、基金からの繰入金でございます。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金、収入済額39万5千127円は、前年度の決算剰余金でございます。

最後に、基金現在高ですが、284頁をお願いいたします。

令和5年度末現在高は、前年度と比較しまして75万7千107円減少し、2千148万6千54円となっております。

以上、認定第4号、令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定について

のご説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 山田財産区と同じような形の質問になるんですけれども、令和4年度に対して5年度のほう、何か変わった点とかがあれば、それについて教えてください。

○小泉総務財政課長 こちら、令和4年度と比較しますと、歳出の部分で需用費ですね、修繕費で大池のフェンス修繕、こちらが皆減という形になっております。

以上です。

○斧田委員 ということは、そういう維持補修的なやつ以外については、例年どおりということではよろしいのでしょうか。

○小泉総務財政課長 おっしゃるとおり、ほぼ前年どおりという形になっております。

以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 山田財産区も春日財産区もなんですけれども、財産区を自治体が持っていて、いいか悪いかみたいなこともありながら、4市町村で合併のときに少しテーブルに上っていたような気もするんですが、それから随分時間がたって、今度は財産区を持ってはる人、今さっき建石委員の質問で減っていますよというような話もあったじゃないですか。でも、持っている人だけが享受しているんじゃないかと、私らはやっぱり、管理してくれてはるから池もきれいに整っているし、山を見れば山はきれいやし、というのは、住民全部で享受していると思うんですが、この先、財産区の人たちが本当に抜けていく中で、持てないということになったときに、改めて例規集を見ても、特に町が関わっていることなんかないじゃないですか。金銭面とか災害で何かあったとき、この中の人だけでは何ともならんというときには、町として何かこれから、財産区ともそういう予算的なことで関わっていくことができるのか、それとも財産区の在り方を考えていったほうがいいのか、どうお考えでしょうか。

○小泉総務財政課長 今の西田委員のご質問ですけれども、ちょっと一般論というような形になってしまうんですけれども、あくまで財産区ですので、自主的に管理されている組織ということになりますので、そういうため池の管理とか、そういった部分にもなる

んですけども、町としては、財産区としては執行機関がない部分で、職員が事務の執行等、関わらせていただいていますけれども、あくまで住民の、地元の方々の自主的な管理を行われている組織ということで、今後も管理会の中で、運営に関しては適正に議論されて、運営されていくものというふうに承知してございます。

以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第4号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号、令和5年度太子町春日財産区特別会計歳入歳出決算認定については、原案どおり認定することに決しました。

次に、認定第7号、令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定について、これを議題といたします。

歳入歳出を通して説明を受けたいと思います。

本件について、説明を求めます。

○川久保環境農林課長 認定第7号、令和5年度太子町下水道事業会計決算認定について、ご説明申し上げます。

ファイル名、03\_07\_01令和5年度太子町下水道事業会計決算認定、全編のほうをお開きください。

それでは恐れ入ります。下水道事業会計決算書の10頁をお願いいたします。

まず初めに、令和5年度における下水道事業の概況についてご報告申し上げます。

(1) 総括事項ですが、本町の下水道事業は、平成2年1月から管渠の整備に着手し、令和5年度末の認可区域面積は254ヘクタールで、供用開始区域面積は244ヘクタール、下水道処理区域内人口普及率は93.5%となっております。

(2) 業務状況ですが、処理区域内人口は1万1千934人、水洗化人口は1万931人で、前年度に比べ83人減少し、有収水量は96万7千684立方メートルで、前年度に比べ、1万4千950立方メートル減少しました。

(3) 建設改良事業ですが、ストックマネジメント計画に基づき交付金を活用し、竜王寺橋右岸、竜王寺橋左岸、仏眼寺橋マンホールポンプ場の制御盤、自動通報装置、水位計の更新工事及び磯長台地区の雨水・汚水人孔蓋工事を行いました。

1頁めくっていただきまして、12頁をお願いいたします。

(8) 経営指標に関する事項ですが、令和5年度決算における経営成績について、経営の健全性を示す経常収支比率は98.90%で、前年度に比べ0.12ポイント改善したものの、健全経営の水準とされる100%を下回っております。また、下水道使用料水準の妥当性を示す経費回収率は、下水道使用料収益の減少等により、前年度に比べ2.78ポイント減の87.18%となっており、事業に必要な費用を下水道使用料収益で賄えている状況とされる100%を下回っています。

次に、財政面についてご説明申し上げます。

1頁、2頁をお願いいたします。

令和5年度太子町下水道事業会計決算報告書でございます。

(1) 収益的収入及び支出でございますが、収入の第1款下水道事業収益は、補正予算額を含む予算額3億2千241万2千円に対し、決算額は3億1千9万1千938円でございます。

一方、支出の第1款下水道事業費用は、補正予算額を含む予算額3億2千241万2千円に対し、決算額は3億859万5千654円で、不要額は1千381万6千346円となりました。

次に、3頁、4頁をお願いします。

(2) 資本的収入及び支出でございますが、収入の第1款資本的収入は、補正予算額を含む予算額1億4千879万3千円に対し、決算額は1億3千999万2千736円でございます。

一方、支出の第1款資本的支出は、補正予算額を含む予算額2億3千283万6千円に対し、決算額は2億2千622万1千941円となりました。不足いたします額8千622万9千205円につきましては、当年度分消費税等資本収支調整額、過年度分損益勘定留保資金及び当年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次に、5頁をお願いいたします。

損益計算書でございます。この計算書は下水道事業の経営成績を表したものでございます。

1の営業収益1億2千759万8千884円に対しまして、2の営業費用は2億7千483万1千904円となり、営業損失は1億4千723万3千20円となりました。

この営業損失に3の営業外収益1億6千666万4千394円を加え、4の営業外費用2千269万8千58円を差し引きいたしますと、経常損失が326万6千684円となりました。

この経常損失に、5の特別利益307万3千789円と6の特別損失2万1千638円を差し引きした結果、当年度純損失が21万4千533円となっております。

この当年度純損失に、前年度繰越欠損金74万9千768円を加算しました額96万4千301円が、当年度未処理欠損金となりました。

次に、決算附属説明資料について説明させていただきます。

最後の頁に記載しております経営指標に関しましてご説明申し上げます。

有収水量は96万7千684立方メートルで、前年度に比べ、1.5%減の水量となりました。

一般会計繰入金は1億2千702万778円となり、前年度比で499万4千157円増加し、7千345万7千778円の基準外繰入れを頂戴している状況でございます。

企業債償還金は、令和2年度をピークに減少に転じております。

企業債残高につきましては、令和5年度末で13億6千586万円で、前年度より約1億2千210万円の減少となっております。

以上、認定第7号、令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定についてにつきましては、ご説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議の上、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田副委員長 10頁に概況を説明してござっております。またそういった数字も出てくるんですけども、改めてちょっとお尋ねします。これがなかったら、下水がやっついていかれへんのか、どうなのか。資本的収支額が不足する分入れて、消費税と資本的支

出調整額を入れて、当年度分損益留保資金あって、これは補填しないとやっていけないということなんですか。

○川久保環境農林課長 下水道事業会計、基本的には下水道使用料で運営のほうを賄っていくということになっておりますので、現時点でこういった補填がないと、経営が成り立っていないという状況です。

以上です。

○西田副委員長 ちなみに、補填せずに下水なんてやっていけるものなの。それとも、やっていけるような自治体もあるのかしら。

○川久保環境農林課長 下水道事業を古くから開始されているところは、やはり建設に係る費用とかが減少している、あと、起債に関する償還金とかも減少しているというところで、古くから始められているところは、本来賄わなければならない下水道使用料で賄っておられるところはあります。

以上です。

○西田副委員長 ちなみに、だから、その数字をきっちり書いているところが3頁、4頁なんです。これ、ちょっと違ったのを要望しておきますけれども、今見開きで見ている方、3頁、4頁、何も思わないと思うんですけど、私、このデータをちょっとコピーして取って、資料を作ろうと思って気がついたんですが、そっちはPDFしかないからね。3頁、4頁の資本的収支額が小さく書いているのが過年度で消えているから、私は失敗していると思ったら、見開きにしたら右に出てくるじゃないですか。分かりますか。

これ、だから本当に、これをもう一回取って資料にしようと思ったら、ネットから入って行って、PDFで取れるんですけども、それは片面でしか入ってこないんですよ。こういうふうに見開きで取れるように、ちょっと予算書、決算書、もう一度考えていただきたいなというのは、これは要望しておきます。こんなときぐらい、違うかな、右と左開かんと文章がつながれへんみたいなのというのもあったので、それはちょっと、これは直接じゃないかもしれませんが、要望しておきます。よろしくお願いします。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○建石委員 ちょっと補足説明書の件で、データの表を見るんですけども、太子町においては、下水事業に関しては、相当早くから起債を借りて工事化していったと思います。それで普及率も93%、水洗化率も91%の値を持っているんですけども、だんだんだんだん有収水量が減ってきております。当然早く事業を起こしているのです、だんだんだ

んだん、水道もそうなんですけども、下水の老朽化ということも考えられます。公債費推移を見ていると、だんだんだんだん、事業投下をされてないので減ってきております。今後、やっぱり老朽化対策として、下水管のほうも修理していかなければならないと思います。

それとともに、個人の下水施設もやっぱり今後考えていかなければならない。そういったことに対して、個人さんに対してのやっぱり啓発とかいったことも考えられるわけなんですけども、こういったことに対して、今後の老朽化対策としては、計画的になされているんでしょうか。

○川久保環境農林課長 管渠の老朽化対策でございますが、ストックマネジメント計画、施設の老朽化対策の計画を立てておりまして、その計画に従って老朽化対策をやっております。

個人に対する老朽化といいますか、そこの啓発のほうは特にはやってございませんが、個人の水洗化をしていただくというところの啓発のほうは毎年重点的にはやってございます。少しずつではありますが、伸びているような状況になっています。

以上です。

○建石委員 太子町は下水専用の水処理はされてないので、これは水道の使用料に対しての下水料ということがオンされています。やっぱり住民さんは下水に関してというか、水道料金に関して高い観念を持っておられます。こういったことに対しても、やっぱりそれなりに行政側としては頭に入れながら下水処理を、下水事業もやっていただきたいなと思いますので、よろしく願いしておきます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○中村委員 ちょっと決算に対しての質問とは外れるんですけども、今回南海トラフの準備という形で発令されたことについて、携帯トイレの購入が300倍とか400倍あったというふうに報じられておったんですけども、太子町のほうとして、南海トラフ級の地震に対する下水というのが、恐らく上下水一緒のことになるかと思っておりますけども、下水に限っては、恐らく先ほど言いましたように、携帯トイレが相当準備されたということであれば、地震に対するそういった備えというのはお聞かせ願えたらと思います。

○鳥取まちづくり推進部長 ハード面に関して、私のほうからご答弁させていただきます。

おっしゃるように、下水の耐震化というのは全国的に課題となっております。よく新聞報道、テレビ報道などでは液状化によってマンホールがどんと飛び出たような状況

になっている部分もございます。ただ、太子町に関しまして、ちょっと液状化という懸念がございますのが、いわゆるカインズの辺り、西条線の辺り、あの辺に関しては、ちょっと石川の氾濫域、過去になっているところもありまして、やっぱり地下水が多くございます。ただ、そこに関しましては、いわゆるマンホールと管渠の継手、いわゆる一番被害を受けやすいところですけども、あそこを、位置をがちっと固めるんじゃなくて、ある程度の可動域のある可とう継手というやつを使っております。ただ、全体的にはまだ耐震化というふうには取り組んではおりませんので、今後検討していかなければならないかなというふうには考えております。

以上です。

○中村委員 ありがとうございます。いわゆる下水が普及するまでの携帯トイレ等々の準備のほうは、これは防災のほうになるかと思うんですけども、実際下水のほうでもご検討されているかどうか、お聞かせください。

○鳥取まちづくり推進部長 携帯トイレのほうはちょっと自治防災のほうになりますので、私のちょっと範疇外なんですけれども、それを受ける、これも範疇、下水の話ではないんですが、防災用トイレですかね、要は非常時には、今は普通的时候は駐車場にあるマンホールだけですけども、非常時にはそれを開けて、そこへ携帯トイレを置くことによって下水につなげていくというようなことは、例えば山田小学校の駐車場であるとか、山田小学校体育館の前の駐車場であるとか、今設計しております、その前の公民館跡地の防災公園の中では、それを検討している、盛り込んでいきたいなというふうに考えておりますので、以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 12頁の経営指標の推移というの、これ、あまりきっちり見てなかったんですが、特に令和4年度、0%でありながら、管渠老朽化率5.43%と出しているじゃないですか。これからこういうのを、数字を見ながら、さっきストックマネジメント計画とかありましたけれども、これを何で書くようになったのか、その計画の中からこうやってやっていこうと思っているのか、その数字のあたりを教えてください。

○川久保環境農林課長 管渠の老朽化率ですが、令和4年度は0%だったのに対し、令和5年度で5.43%上がってきているというところのご質問かと思いますが、ちょうど磯長台の管渠のほうで、この年度で50年経過するという形になりまして、全てこの5.43%、磯長台の管渠になります。ですので、これから50年経過したものはここに上

がってくるかというふうに認識しています。

以上です。

○西田副委員長 ちょっとこの表全部、説明もらっていいかな。経常収支比率は良くなった、経営でも回収率は悪くなったというあたりをちょっと。

○川久保環境農林課長 まず、経常収支比率の出し方なんですけども、分母のほうに営業収益と営業外収益、分子のほうに営業収益と営業外収益が来ますので、良くなってはいるんですが、一般会計の繰入金も全て含んだ形での計算になっております。

経費回収率の定義なんですけど、経費回収率は3条支出といまして、下水道運営に係る事業費を分母に置きまして、それが下水道使用料でどれだけ賄われているかというところの計算式になりますので、去年の支出、3条の支出のほうで少し、先ほど申し上げたようなストックマネジメント計画の策定といった支出のほうが増えておりますので、若干去年よりかは悪化しているというような状況です。

以上です。

○西田副委員長 そんなんで一番古いのが磯長台。磯長台を変えていくということで、これもみんなくつついてくるんだけれども、水道企業団に入るときに、水道も古いですし、下水道も磯長台は集中で流していたから、それをそのまま活用するから、そのままで一番古いんですという説明があって、企業団に入ったら、どんどんどんどん企業団がきれいにしていくときにやっていきますというような話もあって、下水をいらってくれるのかなと思っていたんですが、この10頁の説明やったら、下水道そのものをいらつてくれないんですか。

○鳥取まちづくり推進部長 下水道の管渠の更新に関しましては、いわゆる一般的に水道と同じような管の入替えというのはほぼほぼやらなくて、今の管を使いながら、いわゆる管更生というやつですけれども、その管自身の中に、例えばよくあるのは風船みたいなものを入れて、その管自身を強化させるというようなやり方をしますので、実際、水道のように掘って入れて替えたりするということではちょっと違いますので、水道と同じ時期でやるというのは、またちょっと考え方が変わってきます。

以上です。

○西田副委員長 だから、それで考えると、何か道を掘り返して通行止めになってということがなくなって、それはいいと思うんですけど、じゃあ50年以上たった磯長台の下水道をどういう順番で、本当に先ほど中村委員からもありましたけど、地震が起こった

ときに古くて、ほかは道路、大丈夫やけど、磯長台だけ全部道路が陥没しているなんてことがないかなとか思うんですけど、そういうことがないように、いつ来るか分からない地震のために、磯長台の下水、簡単に何かぴゅって入れたらいける工事をいつする予定というのも決めているんですか。

○鳥取まちづくり推進部長 それも先ほど課長のほうから申しましたストックマネジメント計画のほうで、計画的に古いところから順番にやっついこうというふうには考えております。

○西田副委員長 それでいくと、うちの前なんかは古いうちに入れへんのかもしれませんけれども、古いところから、特に大きいところからというと、そうは言いながら、じゃあ今回、5.43%は全て磯長台ですとおっしゃったかのように、いつから始まるかぐらいは決まっているんですか。

○川久保環境農林課長 管渠の、管更生のほうの工事ですが、今年度設計、令和6年度に設計で、令和7年度から順番に進めていく予定になっています。それに先立ちまして、ちょっと13頁をご覧くださいと思いますが、マンホールの蓋の工事は昨年度から実施している状況です。マンホールのほうはやはり道路を掘り起こすような作業がございますので、そこを水道の工事と併せてといたしますか、そこはやっていくような計画になってございます。

以上です。

○西田副委員長 ありがとうございます。本当に今日こんな話をされていて、あした地震が来たときに、気がついたら磯長台、いっぱい道、もう上っていけませんわって、磯長台の貯水タンクが頼りですと言っているけど、下水が崩れたついでに水道が崩れたら、下にも流されへんようになったらどないすんねやろうとか、いろいろ思っちゃいますので、本当に古いのが分かっているのであるならば、それも何か工事、簡単そうと安い高いはまた別かと思えますけれども、それでも掘り返すよりは安くつくと思えますので、計画、何年計画になっているか分かりませんが、早くやっていただけたらなと思います。

それと本当に、災害対策としてやっぱり下水は大切やなと思うんですけども、本当に大雨、100年に一度が何かそこらじゅうであるなと思うし、今回幸いなことに大阪には被害が及びませんでしたけれども、雨がどれだけ降るんやというような台風が近づいていたりとかするじゃないですか。随分うちも下水を早くにきれいにしておいて、川を

見たら川の水もきれいになってきているし、下水道をきれいにする、整備するということは環境問題にも反映されていて、それはお金ではかられへんところやと思っているんですけども、大雨が来て、大雨なのかな、さっきカインズの辺りは液状化になったら心配ですという話でしたが、数年前の大雨でちょっと一遍、何か下水の蓋が浮いたみたいな話もあったんですが、そういう心配なところは町内には、カインズ辺りだけじゃなくて、やっぱりどっと流れ込んでくるところで心配な場所はないんですか。

○鳥取まちづくり推進部長 まずちょっと整理したいのが、カインズの辺りというのは、いわゆる地下水が多いので、いわゆる私が申しましたのは、よくテレビで出ている液状化によってマンホール自体が全部浮き上がってしまう、その危険性がカインズの辺りはちょっとあるかなというふうなところでございます。

一方、マンホールの蓋が飛んだというのは、マンホール自身の許容能力をオーバーしてしまって、その分、上に水で押し上げられるという形になります。多分、たしか2、3年前の雨であったのが、磯長小学校を下りてきたところのバス通りに出る手前の1個、マンホールがちょっといっぱいになったかなというふうなところにはございますが、基本的にはあまりうちのほうで、内水によるマンホールの蓋が飛ぶような今回の事例、東京のほうで事例がありましたけれども、そういうことはないかなというふうには考えております。

○西田副委員長 うちは下水を流すの、汚水と雨水は違いますよという中でやっていると思うんですけど、雨水が入り込んできたらどうなるのと思うけど、そういう心配はあまりないということですか。

○鳥取まちづくり推進部長 ご指摘のように、太子町では基本的には分流式と言われる、雨と汚水というのが別のはずなんですけれども、やはり大井、要はうちらが処理している大井下水処理場に言わせますと、雨が降ると増えると。水量が増えると。それはちょっとおかしなところになりますので、そういうことで不明水調査ということで随時やっております。

以上です。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

認定第7号を原案どおり認定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号、令和5年度太子町下水道事業会計決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

○村井委員長 次に、議案第28号、太子町税条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について、説明を求めます。

○田中税務課長 おはようございます。

それでは、私のほうから、議案第28号、太子町税条例中改正の件についてのご説明を申し上げます。

資料のほう、05\_28\_01の太子町税条例中改正の件をご覧ください。

まず今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）及び地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）等が本年3月30日にそれぞれ公布され、また、公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）が令和6年5月22日に公布されたことに伴いまして、本町税条例の一部を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表に基づきまして、内容のご説明をさせていただきます。

新旧対照表の1頁をご覧ください。

まず、第34条の7第1項は、公益信託に関する法律が全部改正され、新たに公益信託に関する法律が公布されたことに伴い、公益信託に係る寄附金税額控除の対象が拡充されたことから所要の改正を行っております。

次に、下段から2頁にかけての第56条は、私立学校法が改正されたことに伴う適用条項の所要の改正を行っております。なお、内容の変更は特にございませぬ。

次に、制定附則の改正でございます。

2頁下段から3頁にかけての附則第4条の2は、地方税法において規定されておりました、本条例において規定する必要がないことから、公益信託に関する法律の改正に伴い、併せて本規定の削除を行っております。

次に、戻っていただきまして、改め文の2頁目をご覧ください。

中段の附則でございます。第1条の施行期日でございますが、令和7年4月1日から施行するものとしておりますが、第34条の7第1項の改正規定及び附則第4条の2を削る改正規定につきましては、公益信託に関する法律の施行する日の属する年の翌年1月1日からの施行としております。

また、第2条では町民税に関する経過措置、第3条では固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で議案第28号の説明とさせていただきます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○村井委員長 ただいま説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○斧田委員 先ほどの説明の中にもありました公益信託ですか、の改正に伴う町の条例の改正というふうな形なんですけれども、何か太子町にとって、この法律が改正されることで影響を受けるようなことってあるんでしょうか。

○田中税務課長 現在のところ、特に影響のほうはございません。

○斧田委員 それじゃあ、あくまでも法律の改正に伴った変更だけということよろしいんですね。

○田中税務課長 議員のおっしゃるとおりでございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

○西田副委員長 太子町に影響がないのは公益信託、これ自体が、ごめんなさいね、もっと勉強すればいいんですけれども、ここに関わる人がいてないのか、これに関わる企業、そういうのがいてないのか、それで住民さんが関わっていたらとか、関わってないとか、ちょっともう少し、うちは関係ないですじゃなくて、なぜ関係ないかということをお教えいただけますか。

○田中税務課長 まず、寄附金税額控除の部分の公益信託の今回対象ということにはなるんですけれども、あくまで前提といたしまして、まず町内に事務所が置かれているところの方が前提になってきますので、その事務所が今のところ本町のほうにはございませんので、たとえ住民さんがほかの羽曳野市さんとか、例えばほかの市のほうでされていても、それはちょっと対象にはなりませんので、一応そういうことで現在のところ、

特にうちのところでは影響ございませんということでございます。

○村井委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○村井委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第28号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○村井委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号、太子町税条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案は全て終了いたしました。これにて委員会を閉会させていただきます。

本日はお疲れさまでございました。

午前10時37分 閉会

---

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

総務まちづくり常任委員長 村井浩二